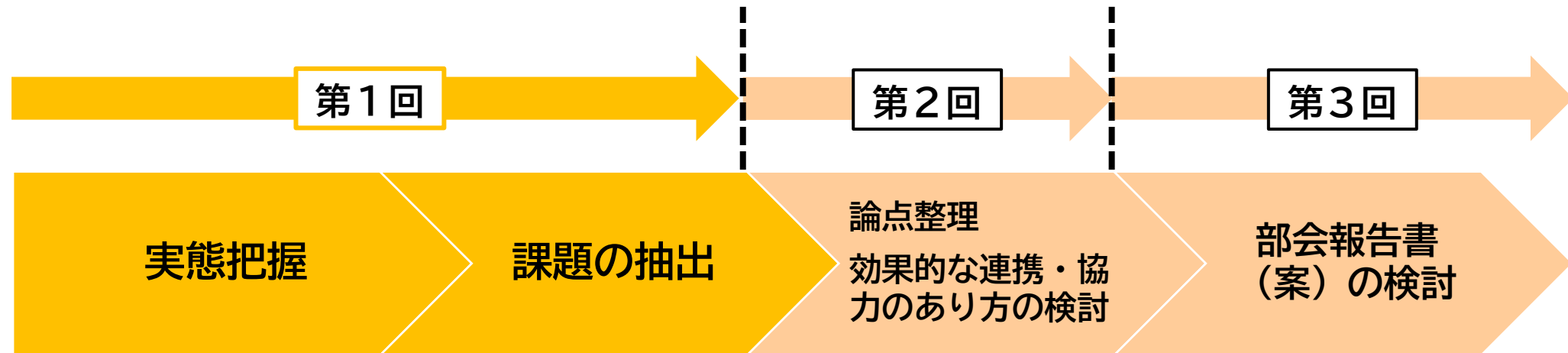


高度・専門的業務における広域連携に関する検討について

令和7年7月31日
消 防 庁 予 防 課

- 予防業務に関する知識・スキルは、消防本部間で開きがある。特に小規模消防本部は、少人数のため人事異動などにより組織的に技術を維持することが難しい。また、防火対象物数が少なく経験不足になりやすい。
- 予防業務は、消防法令にとどまらず、建築基準法等の広範な法令の知識が必要であり、専門的な人材育成に苦慮している。
- 建築物等の大規模化・複雑化が進展し、大規模消防本部においても専門的知見を持つ予防分野の人員が不足している。
- 立入検査や違反処理においては、処分等に係る行政手続きや訴訟対応に関する専門的知識・経験が必要となるが、機会が少なく、組織的に浸透しない。
- 火災原因調査において、火災件数が減少していることから、組織内における技術の伝承が難しい。また、大規模災害時には多数の火災原因調査が発生するうえ、復興時には多くの手続きが集中し一時的に業務量が増大する。



- 高度・専門的業務におけるこれまでの主な取組の整理 P3～13
- 予防関連の統計データによる傾向の分析 P14～19
- すでに連携・協力体制を構築している消防本部等へのヒアリングによる実態把握 P20～22
- 課題の抽出
↳ 第1回の議論を踏まえ、事務局にて課題を抽出し、第2回の論点整理に繋げる

これまでの経緯

○平成6年9月
「消防広域化基本計画について（通知）」で広域化を推進

○平成18年6月
「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行
・「市町村の消防の広域化」を法律に初めて位置付け

○平成18年7月
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示
・推進期限：平成25年3月31日【第Ⅰ期】

○平成25年4月
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：平成30年4月1日【第Ⅱ期】
・「消防広域化重点地域」の枠組みを創設（※）
※国、都道府県の支援を集中的に実施する地域。

○平成29年4月
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」通知
・直ちに広域化を進めることが困難な地域において、消防事務の一部について**連携・協力の仕組み**を創設

○平成30年4月【第Ⅲ期】
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：令和6（2024）年4月1日（6年延長）

○令和6年4月【第Ⅳ期】
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」及び
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：令和11（2029）年4月1日（5年延長）
・地域の核として広域化の検討を主導する「中心消防本部」を新たに位置づけ
・**連携・協力の類型を見直し、7つの類型を提示**
・広域化及び連携・協力に関する地方財政措置を拡充

【背景】

●小規模な消防本部では、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制として必ずしも十分でない場合があるため、広域化を推進
平成7年：全931消防本部のうち623本部（66.9%）が管轄人口10万人未満

【背景】

●市町村合併等で常備消防の広域化が進んだが、十分に進んだとは言い難い状況
平成18年：全811消防本部のうち487本部（60.0%）が管轄人口10万人未満

【法制化の概要】

●広域化における国、都道府県、市町村の役割を明確化

【平成30年4月1日までの実績】

●平成18年以降、52地域で広域化が実現
●消防本部数が減少
平成30年：全728消防本部のうち433本部（59.5%）が管轄人口10万人未満

【消防本部の規模目標】※令和6年改正の基本指針においても同様

・全県一区での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つとも言える
・管轄人口30万人以上にとられず、地域の実情を考慮
・小規模消防本部（管轄人口10万人未満）及び消防吏員数100人以下の消防本部を可能な限り広域化対象市町村に指定する方向で検討
・特定小規模消防本部（職員数50人以下）は原則、広域化対象市町村に指定する方向で検討

【参考】大規模な広域化の例

- ① 奈良県広域消防組合（管轄人口約91万人）→ほぼ全県1区
平成26年4月1日に11消防本部（37市町村）が広域化
- ② とちぎ広域消防事務組合（北海道・管轄人口約35万人）→管轄面積日本最大（10,828km²=岐阜県とほぼ同面積）
平成28年4月1日に6消防本部（19市町村）が広域化

【令和6年4月1日までの実績】

●平成18年以降、59地域で広域化が実現
全720消防本部のうち432本部（60.0%）が管轄人口10万人未満
●連携・協力による指令センターの共同運用：55地域229消防本部で実現

【背景】

●大規模災害や新たな感染症等に備えた消防体制の確保の必要性が高まっている。
●全消防本部の約6割が管轄人口10万人未満であり、広域化の進捗が未だ十分とは言い難い状況。平成30年度からの広域化の進捗は、以前と比べ鈍化。
●指令の共同運用等の連携・協力も進んでおり、近年の広域化の事例では、多くの消防本部が広域化前に連携・協力を実施。

市町村の消防の広域化に関する基本指針（改正概要）

（制定：平成18年7月 最終改正：令和6年3月）

消防の広域化の必要性

発生が見込まれる大規模地震や
激甚化・頻発化する自然災害等

新たな感染症等への対応

DXの進展

発災後、応援部隊が到着するまでの初動体制確保や、応援部隊との緊密な連携体制構築のため、一定の職員数が必要

感染拡大時の救急体制への負担の増加や、職員の感染等に対応するため、人員配置等を柔軟に実施できる職員数が必要

高度機器の導入・運用等や専門人材の育成・確保を図っていくことが必要

消防の広域化を
推進し、小規模
消防本部の体制
強化を図ること
が必要

広域化の推進方策

○広域化推進の方向性

- ・ 広域化推進の選択肢として、地域の核となる消防本部を「中心消防本部」として都道府県推進計画に記載可能
- ・ **中心消防本部**は、広域化に向けた論点整理や消防本部間及び関係市町村間での合意形成において主導的な役割
- ・ **都道府県**は、小規模消防本部や連携・協力等の状況や指令システム標準化の状況も考慮して広域化対象市町村の組合せを検討
- ・ 市町村への消防力シミュレーション結果の提示、比較整理などを通じた広域化の機運醸成や、関係者間の協議の場の設置等を主導
- ・ **国**は、広域化を実現した消防本部の優良事例等の情報や広域化の効果等を分析するシステムの提供、消防広域化推進アドバイザーの派遣等

連携・協力の推進方策

○連携・協力の推進の方向性

- ・ 第Ⅲ期に広域化した7地域のうち5地域は連携・協力を実施しており、多様かつ複数の連携・協力の取組は、広域化実現につながると考えられることから積極的に推進
- ・ 指令の共同運用を行う地域の半数超が実施していないものの、その効果を最大限に生かすこととなる高度な運用（ゼロ隊運用・直近指令）の実施を推進

○連携・協力の類型

- ①指令の共同運用
- ②消防用車両、資機材等の共同整備
- ③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の**予防業務**
- ④特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊等）の共同設置
- ⑤専門的な人材育成の推進
- ⑥訓練の定期的な共同実施
- ⑦現場活動要領の統一

制度活用のイメージ

H27年度 火災予防の実効性向上作業チーム会議

職員の派遣（第252条の17）	協議会（第252条の2の2）	事務の代替執行（第252条の16の2）
- 大都市等の消防本部の職員を小規模消防本部の求めにより派遣し、小規模消防本部の消防吏員に併任する等により、当該職員が小規模消防本部の職員と連携して権限行使を行う - 小規模消防本部の職員を大都市等の消防本部に研修派遣し、大都市等の消防本部の消防吏員に併任する等により、権限行使の経験を積み、ノウハウを習得。	違反対象物に対する措置命令、告発等の業務を執行する主体として、都道府県等の単位で大都市等の消防本部を含む管理執行協議会を設置し、協議会が構成消防本部の消防長等の名において命令等の事務を執行。	大都市等の消防本部又は都道府県が、小規模消防本部管内の違反対象物に対して、小規模消防本部の消防長等の名において命令等の事務を代替執行。

制度の特徴、期待される効果

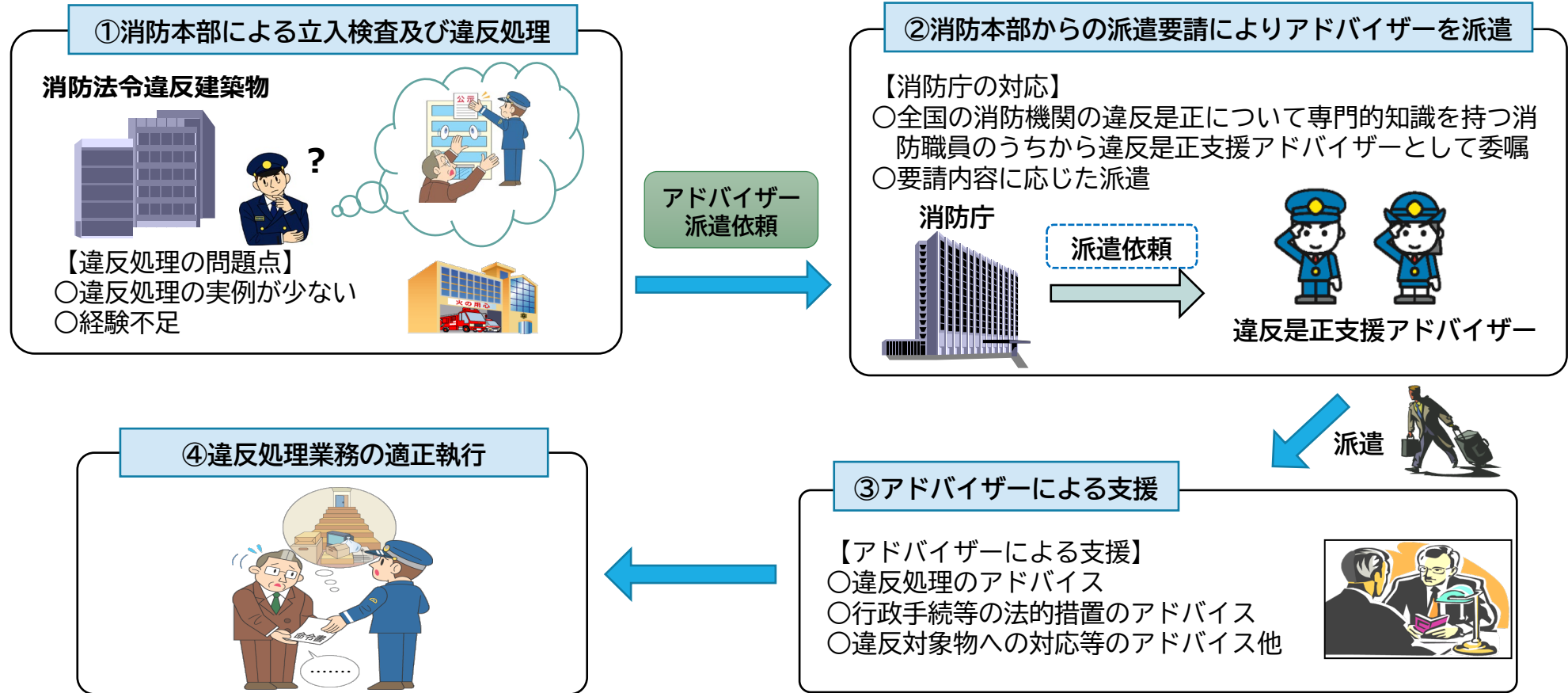
職員の派遣	協議会	事務の代替執行
- 高度な専門性・経験を有する大都市等の消防本部の職員が小規模消防本部における命令等の事務を直接的に支援することが可能。 - 命令等の責任主体（権限行使の効果の帰属）と同じ主体を実施主体（いずれも各消防本部の消防長等）とした上で、<u>実態上、大都市等の消防本部における専門的知識・経験を活用して命令等を行うことができる。</u> - 制度の運用に際して議会の議決が不要であるため迅速な対応が可能。また、<u>一時的な業務量の増加等に対しても柔軟な対応が可能。</u> - 研修を通じた<u>ノウハウの共有が可能。</u>	- 同左 - 命令等の責任主体（権限行使の効果の帰属）は各消防本部の消防長等とした上で、<u>実態上、協議会が命令等を行うことができる。</u> <u>協議会で取り決めた共通の基準で統一的に違反処理を行うことができる。</u> - 制度の運用に際して議会の議決が必要。 - 協議会を通じた<u>ノウハウの共有が可能。</u>	- 同左 - 命令等の責任主体（権限行使の効果の帰属）は各消防本部の消防長等とした上で、<u>実態上、大都市等の消防本部が命令等を行うことができる。</u> - 制度の運用に際して議会の議決が必要。

想定される課題・留意事項

職員の派遣	協議会	事務の代替執行
- 派遣職員が派遣先で立入検査や措置命令等の権限を行使する場合は、当該職員を派遣先の消防吏員に併任する等の対応が必要。 ⇒併任時における派遣職員の身分の取扱い等について、協定であらかじめ定めておく等の対応が必要。 - 大都市等の消防本部においても、増加する予防事務の処理に忙殺されている現状に鑑みれば、近隣消防本部の予防業務を支援する場合、地域の実情等に応じてその内容を限定するなど、<u>制度を有効に機能させるための仕組みとする必要がある。</u> ⇒通常の予防業務とは異なり特に高度で専門的な知識等を必要とする措置命令、告発等の事務に限定することが現実的。 - 多くの場合は大都市等の消防本部による片務的な支援となることが想定されるため、<u>大都市等の消防本部の理解・協力をどう得ていくかが課題。</u> ⇒既に運用されている「違反是正支援アドバイザー制度」等の活用が有効ではないか。	- 命令、告発等の違反処理を実施する際は過去の指導経過を踏まえた丁寧な対応が必要となるが、過去の指導の実施主体である管轄消防本部と異なる主体が命令、告発等の違反処理を行う場合、<u>過去の指導内容との間に齟齬が生じないような仕組みが必要。</u> ⇒命令、告発等の実施に際しては、管轄消防本部の見解や意思を確認する手続きを定めておく等の対応が考えられる。 - 同左 (協議会において違反処理を行う場合に、通常の予防業務に必要な知識・技術に加え、処分等に係る行政手続きや訴訟対応に関する専門的知識・経験が求められるため、多くの場合は大都市等の消防本部の職員による支援が必要となることが想定される。) - 同左 - 協議会で処理する事務の範囲を、通常の予防業務とは異なり特に高度で専門的な知識等を必要とする措置命令、告発等に限定したとしても、当該事務は従来から各消防本部において処理されてきたことや協議会運営のための事務が新たに増加することに鑑みれば、<u>協議会を設置することの必要性（期待される効果）</u>についての理解を得るための丁寧な説明が必要。	- 同左 - 同左 (仮に、都道府県において違反処理を代替執行することとした場合、都道府県は消防業務全般に係る実務上の知識・経験を有しないため、多くの場合は大都市等の消防本部の職員による支援が必要となることが想定される。) - 同左 - 管轄消防本部が命令、告発等を実施することはない（命令、告発等が実施されるのは、大都市等の消防本部の代替執行が行われる場合に限られる）との誤った認識を地域住民や防火対象物の関係者に与えないよう留意する必要がある。 ⇒管轄消防本部においても引き続き、必要に応じた命令、告発等の権限行使を行うことについて適切に広報する等の対応が必要。

違反是正支援アドバイザー制度

違反是正に関する知識・経験を有する消防職員等を違反是正支援アドバイザーとして委嘱し、各消防本部からの依頼に基づき派遣を行い、違反是正を推進するための具体的な方策に関する助言、研修支援等を行うことを目的として平成22年度より実施している。



違反是正支援アドバイザーの活用数

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
93名	99名	93名	98名	42名※	71名	89名	96名	100名

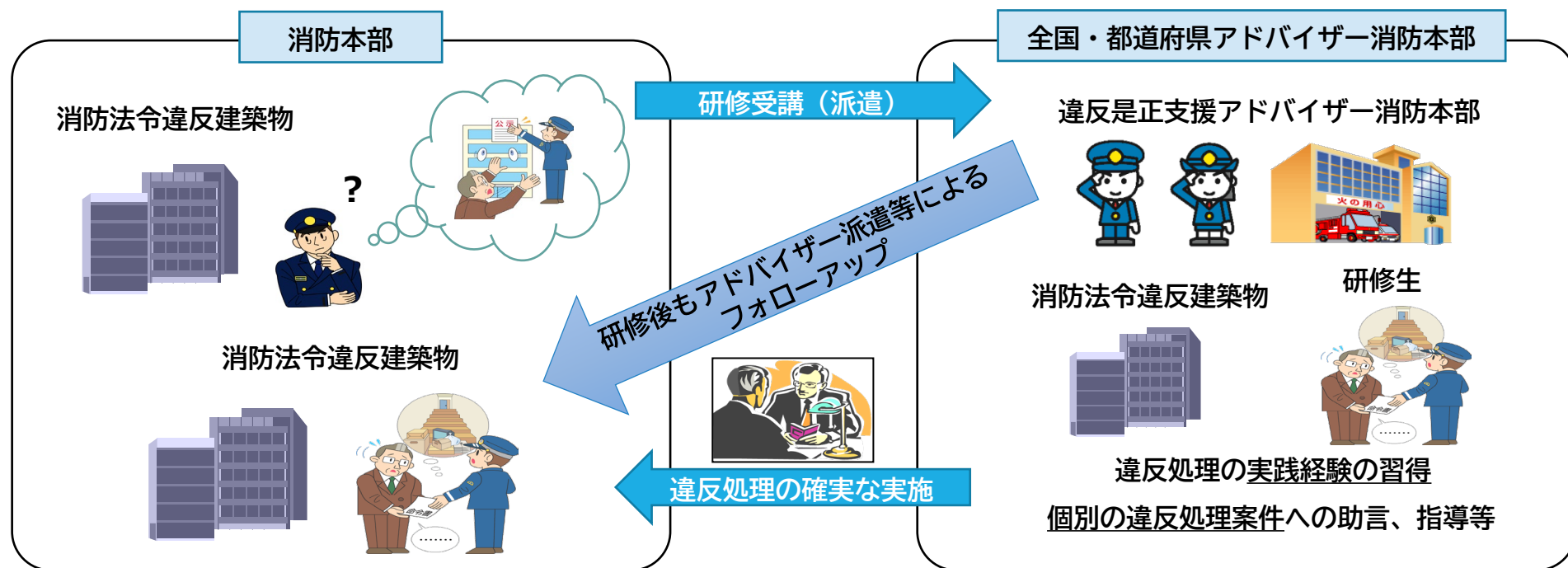
※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修等が中止となり派遣数が減少している。

違反是正の推進に係る実務研修事業

消防機関による違反処理状況には地域等により差異が見られ、長期間、消防法令違反が是正されていない状況や、重大な特定違反が改善されていない事例が見受けられることを踏まえ、平成25年度から消防本部の職員を違反処理の経験が豊富な大都市消防本部等に派遣する「違反是正の推進に係る実務研修」を実施している。

平成29年度より、すべての消防本部を受講対象に拡充し、目的に応じた3つの実務研修を実施している。

- ①研修受講後に違反処理(命令)を行い違反を是正する【区分A】研修(5日間)
- ②研修受講後に違反処理(警告)を行い違反を是正する【区分B】研修(3～5日間)
- ③【区分B】研修の研修方法を習得する【区分C】研修(リモート)



違反是正の推進に係る実務研修事業

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
49消防本部	52消防本部	80消防本部	89消防本部	44消防本部※	102消防本部	152消防本部	160消防本部	185消防本部

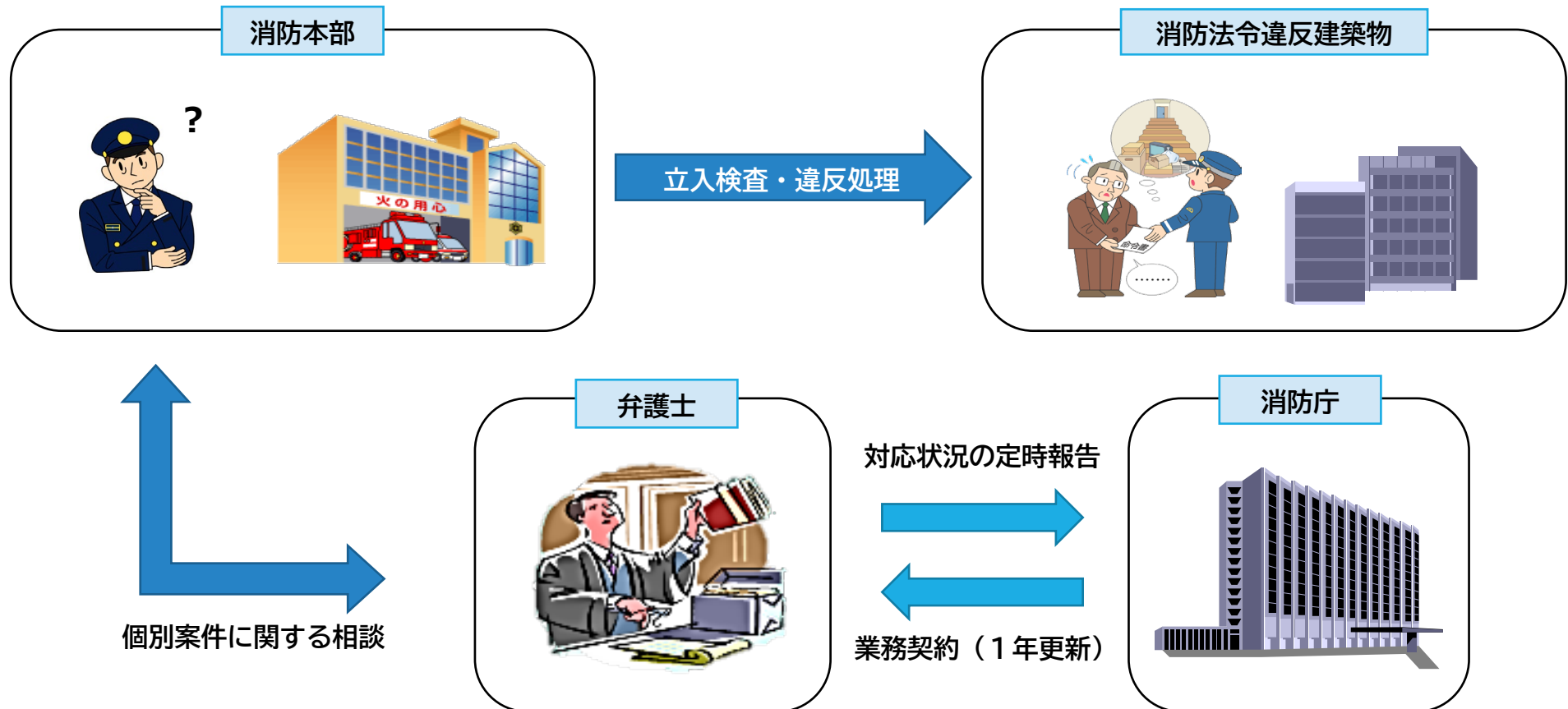
※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の研修を中止しているため受講数が減少している。

違反是正の推進に係る弁護士事業

危険性や悪質性の高い違反対象物等に対して厳格な措置を行っていく必要性がさらに高まっている一方、雑居ビル等をはじめとした建物の管理・所有形態の複雑化や、行政措置に対する訴訟への対応等において、消防法令に加えた幅広い高度な法律知識が必要となっていることから、消防本部における違反是正推進のための法的支援を行えるよう、全国9カ所に相談弁護士を配置する「弁護士事業」を、平成25年7月から実施している。

【概要】

- メールにより、違反是正に係る法的なアドバイスを受けることができる。必要に応じて電話・直接相談。



違反是正の推進に係る弁護士事業

地域	都道府県	事案数										
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	合計
北海道	北海道	11	6	29	12	7	11	11	11	14	7	119
東北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県	8	13	35	63	60	32	36	30	29	22	328
北関東	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 長野県	26	31	29	61	59	46	34	22	26	28	362
南関東	千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 静岡県	20	59	67	43	67	36	33	58	53	47	483
東海	愛知県 岐阜県 三重県	18	12	23	23	47	29	26	41	27	44	290
東近畿	富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府 奈良県 和歌山県	23	34	16	21	29	58	51	31	21	22	306
近畿	大阪府 兵庫県	18	28	27	31	23	22	19	22	23	26	239
中国・四国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	16	20	51	49	54	30	26	12	36	39	333
九州・沖縄	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	29	26	19	26	22	10	13	7	11	10	173
合計		169	229	296	329	368	274	249	234	240	378	2766

消防研究センターの原因調査等

1 火災原因の長官調査

(1) 主体

消防法第35条の3の2の規定に基づき、消防庁長官が特に必要があると認めた場合に実施する火災原因調査

(2) 要請

消防法第35条の3の2の規定に基づき、消防庁長官が消防長又は都道府県知事から求めがあった場合に実施する火災原因調査

2 危険物流出等事故原因の長官調査

消防法第16条の3の2第4項の規定に基づき、消防庁長官が市町村長等から求めがあった場合に実施する危険物流出等事故原因調査

3 センター調査

(1) 依頼

消防長等又は市町村長等からの消防研究センターに対しての依頼により実施する火災原因調査又は危険物流出等事故原因調査

(2) 自主

前各項各号以外で、消防研究センター所長が必要と認めて実施する火災原因調査又は危険物流出等事故原因調査

4 調査技術会議

各消防本部における様々な火災原因調査及び危険物流出等事故原因調査の事例を発表することにより、火災や事故の原因のみならず、火災原因調査や危険物流出等事故原因調査の進め方や行政反映方策などを共有し、全国消防本部の実務能力の向上を図ることを目的として開催する製品火災に関する現地調査会議（全国6都市 各1回）

原因調査実施状況（平成26年度以降）

令和7年3月31日現在

年度	長官調査 (主体)	長官調査 (要請)	センター調査 (依頼)	センター調査 (自主)	計
H26	1	0	139 (1)	0	140 (1)
H27	2	0	151	0	153
H28	1	1	158	0	160
H29	1	0	111	7 (7)	119 (7)
H30	2	2 (2)	150 (2)	2 (2)	156 (6)
R1	0	0	154	0	154
R2	0	1	136	0	137
R3	1	1	132 (1)	0	134 (1)
R4	0	0	142 (1)	0	142 (1)
R5	1	0	123	0	124
R6	1	0	166	0	167
計	10	5 (2)	1562 (5)	9 (9)	1586 (16)

() 内は危険物流出等の事故原因調査・内数

危険物規制事務

○ 危険物等事故防止ブロック連絡会議（危険物保安室）

全国の都道府県及び消防機関の横断的な事故防止対策の共有化を目的として全国6ブロックで開催している。各ブロック内の都道府県及び消防機関が出席し、消防機関からの現場の声を幅広く把握するとともに、違反処理事例を収集し情報の共有を図っている。

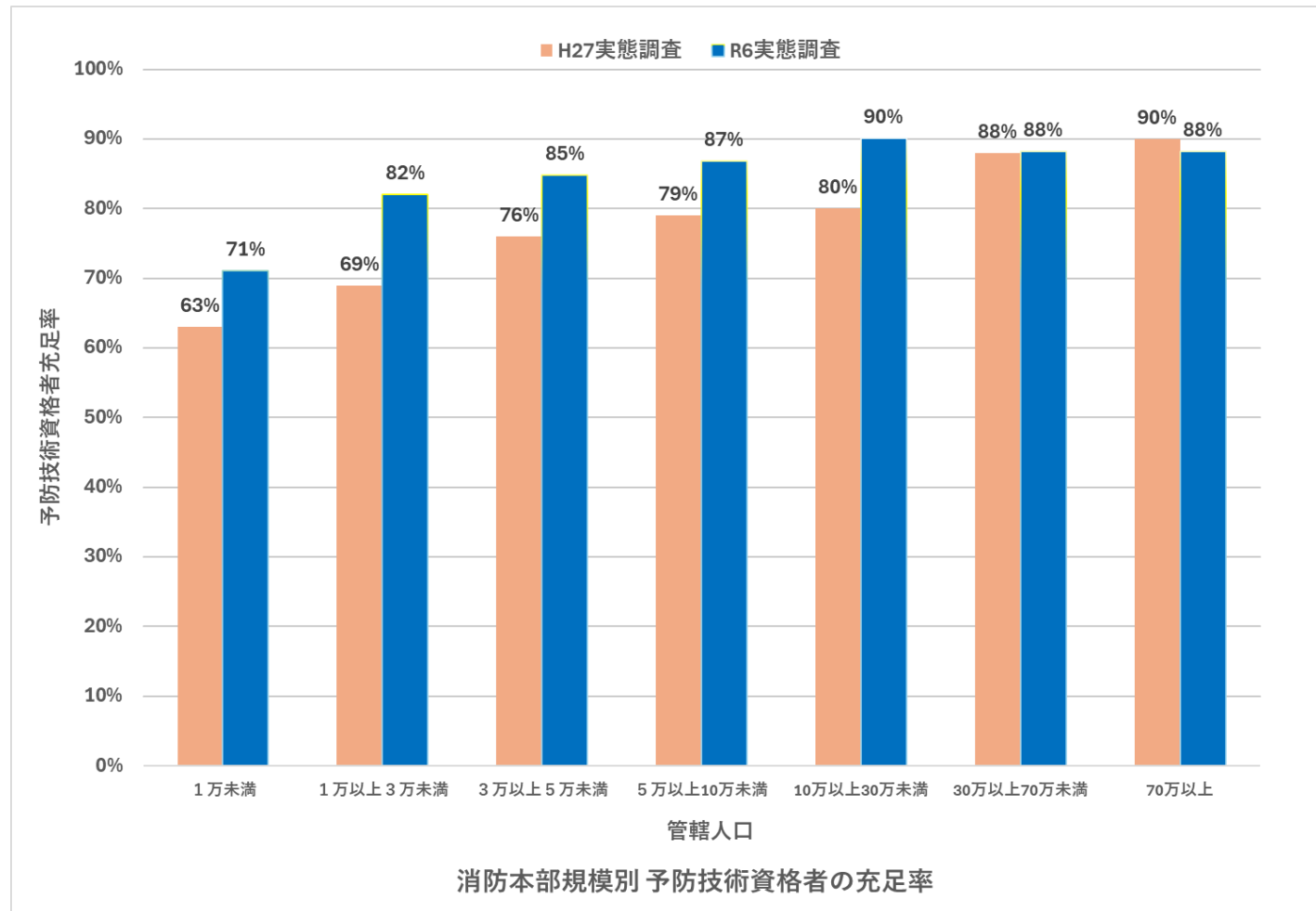
石油コンビナート等事務

○ 石油コンビナート等事務担当者説明会（特殊災害室）

年に一度、石油コンビナート等特別防災区域を管轄する都道府県や消防本部の事務担当者を対象とした説明会を実施。重大事故の概要と対応事例の共有や、関連法令の改正内容の周知、防災体制の強化に向けた情報提供等を行う場を設けている。

データからの考察① 消防本部規模別 予防技術資格者の充足率（過去との比較）

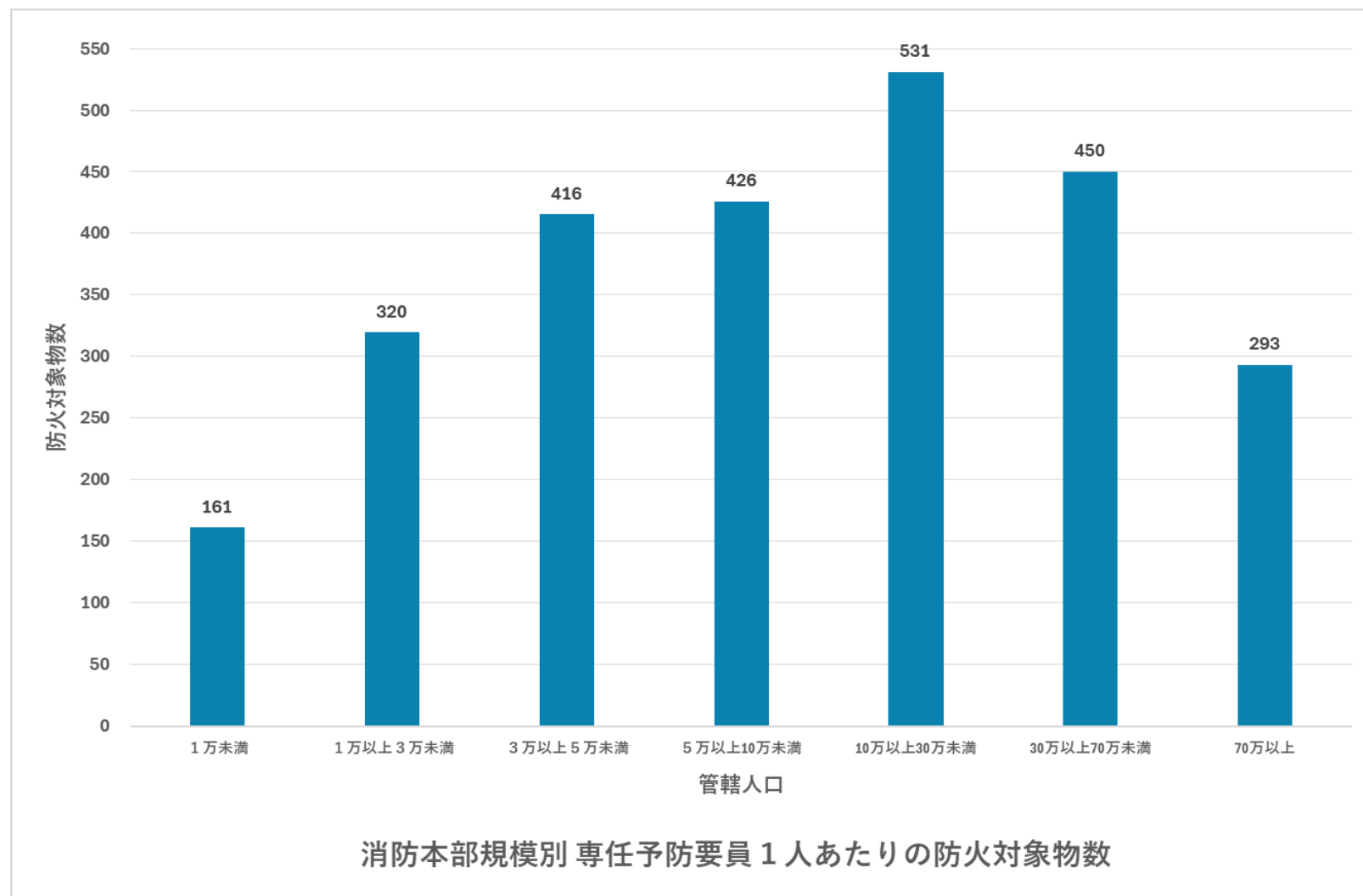
- 過去と比較して、小規模な本部ほど予防技術資格者の充足率が低い傾向にあることは変わっていないが、管轄人口30万人以上の大規模な本部においては、充足率が頭打ちとなっている。



- ※ 予防技術資格者：予防技術資格者として認定を受けた者のうち予防技術資格者の資格を定める件（平成17年消防庁告示第13号）第1条第1号に定める消防庁長官が指定する試験（予防技術検定）に合格した者及び附則第4項各号の適用を受けた者
- ※ 消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第32条第3項：消防本部及び消防署において、火災の予防に関する業務等を的確に行うため、火災の予防を担当する係又は係に相当する組織には、当該消防本部及び消防署の管轄区域に存する防火対象物、危険物の製造所等の種類、規模等を勘案し、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者を一人以上配置するものとする。
- ※ 「令和6年度防火対象物実態等調査」の調査結果を基に作成

データからの考察② 消防本部規模別 専任予防要員 1 人あたりの防火対象物数

- 管轄人口10万以上30万未満の範囲を中心として、専任予防要員 1 人あたりが抱える防火対象物数が多くなっている。
- 防火対象物数に比例して立入検査・違反処理・届出・相談等の事務負担が増加すると考えられることから、中規模以上の消防本部においても、予防要員に余裕があるわけではないことが読み取れる。

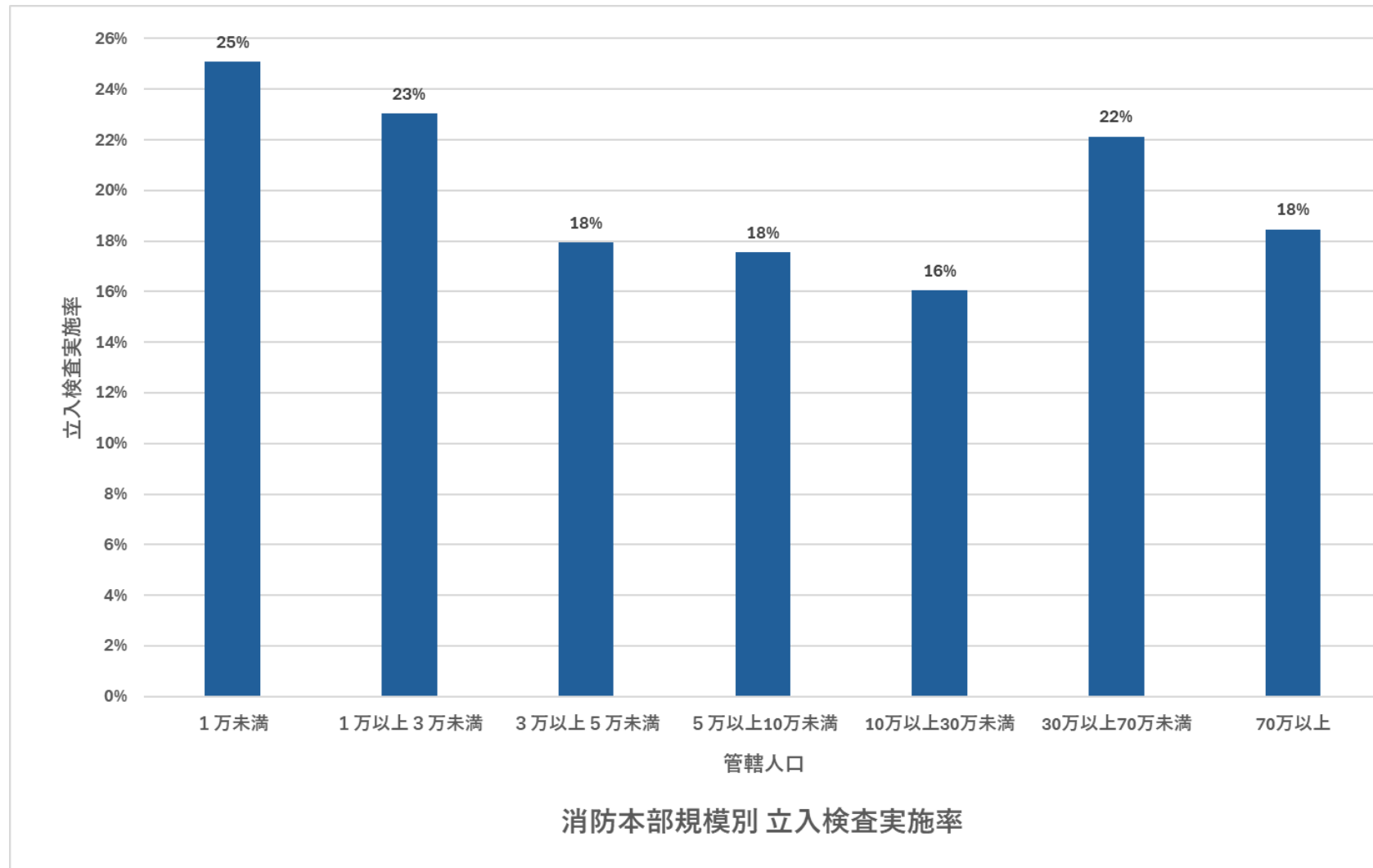


※専任予防要員：消防力の整備指針に規定する予防要員のうち、警防要員をもって充てる予防要員（兼務）を除いた専任の予防要員

※「令和4年度消防施設整備計画実態調査」の調査結果を基に作成

データからの考察③ 消防本部規模別 立入検査実施率

- 管轄人口3万以上30万未満の範囲で立入検査実施率が低い傾向にある。
- 「消防本部規模別専任予防要員1人あたりの防火対象物数」の多いこと（事務負担の増加）が影響している可能性が考えられる。



※立入検査実施率＝立入検査実施数/防火対象物数

※「令和6年度防火対象物実態等調査」の調査結果を基に作成

データからの考察④ 重大な消防法令違反に対する対応状況

- 小規模な本部ほど、重大違反対象物数のうち重大違反覚知後3年以上経過の対象物数の割合が多い。
- 大規模な本部は比較的早期に違反の是正が完了している。

管轄人口 (本部数)	防火対象物数	重大違反対象物数	
			覚知から3年以上経過
1万未満 (19)	5,962	33	28
1万以上3万未満 (113)	108,974	615	497
3万以上5万未満 (118)	193,714	841	653
5万以上10万未満 (182)	507,603	2,249	1,597
10万以上30万未満 (201)	1,188,400	4,869	3,147
30万以上70万未満 (64)	878,616	2,337	1,256
70万以上 (23)	1,390,304	1,360	401
全国 (720)	4,273,573	12,304	7,579

※ 重大違反対象物：自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備について、設置義務面積の過半以上未設置又は機能に重大な支障があるもの

※ 「重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果（令和6年3月31日時点）」及び「令和6年度防火対象物実態等調査」の調査結果を基に作成

データからの考察⑤ 火災調査鑑識機器の保有状況（指定都市・中核市）

➤ 東京消防庁・指定都市の本部の中でも、規模が大きいところの方が鑑識機器が充実している傾向にある。

令和7年度 鑑識・鑑定機器に関する調査（消防研究センター）

	デジタルマイクロスコープ	X線透過装置	X線回折装置	ガスクロマトグラフ	ガスクロマトグラフ質量分析計	液体クロマトグラフ	イオンクロマトグラフ	蛍光X線分析装置	フーリエ変換赤外分光光度計	可視紫外分光光度計	蛍光分光光度計	熱重量測定装置（TG）	示差熱分析装置（DTA）	示差走査熱量計（DSC）	示差熱・熱重量同時測定装置（TG-DTA）	粒度分布測定器	実体顕微鏡	電子顕微鏡（SEM）	一眼レフカメラ	調査用コンパクトデジタルカメラ
札幌市消防局	○	○		○	○				○		○			○	○		○		○	○
仙台市消防局	○	○			○				○										○	○
さいたま市消防局	○	○			○				○						○				○	○
千葉市消防局	○	○			○				○											○
東京消防庁	○	○	○	○	○	○		○	○		○			○	○		○	○	○	○
横浜市消防局	○	○		○					○					○	○		○		○	○
川崎市消防局	○	○			○				○						○					○
相模原市消防局	○	○			○														○	○
新潟市消防局	○	○							○										○	○
静岡市消防局	○	○		○	○														○	○
浜松市消防局	○			○													○			○
名古屋市消防局	○	○		○					○						○		○			○
京都市消防局	○	○			○				○						○				○	○
大阪市消防局	○	○		○	○									○	○				○	○
堺市消防局	○	○			○														○	○
神戸市消防局	○	○		○	○			○	○						○		○		○	○
岡山市消防局	○	○		○															○	○
広島市消防局	○	○		○					○										○	○
北九州市消防局	○	○			○	○		○	○						○					○
福岡市消防局																			○	○
熊本市消防局	○																○		○	○
中核市での代表的な保有状況	●	▲	×	▲	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	▲	▲	●	●

中核市凡例：● 多くの本部で保有 ▲ 一部の本部で保有 × 保有本部なし

※中核市＝人口20万人以上の都市 18

- 小規模消防本部は、立入検査は一定の実施率で行っているが、法令違反の是正に苦慮していることが推測される。また、火災調査などの機材の充実についても難しいと考えられる。
- 中規模消防本部は、立入検査の実施割合が小規模消防本部や大規模消防本部に比べ小さく、業務負担量が大きいことが考えられる。また、大規模消防本部に比べると、火災調査などの分析用の機材の充実も難しいと考えられる。
- 大規模消防本部は、小規模消防本部、中規模消防本部に比べると、予防要員の配置や機材の整備は充実しているが、防火対象物数が多く、立入検査実施率は相対的に低い傾向にある。

ヒアリング結果① 広域化している消防本部

	A本部	B本部
広域化に至った背景・動機	広域化から年数が経過しており、背景・動機は不明	<u>人員配置のスリム化</u> を見込んで広域化に踏み込んだ。
広域化後のメリット	➤ <u>1 本部単独では人材育成や知識・技術の習得が課題</u>になると思われるため、<u>スケールメリットを活かして適材・適所の人材を育成しやすい。</u> ➤ 地元では相手方が知り合いであると違反処理を踏みとどまってしまうこともあるが、地元ではない職員が関わることでより指導がし易くなる。	➤ 人員に多少の余裕ができた。 ➤ 人員及び予算の確保により他行政への派遣が可能となり、人材育成の機会が増えた。
広域化後のデメリット・課題	<u>管轄市町村が複数となるため、建築部局をはじめ他部局との連携体制が複雑</u> になった。	人員の配置について、広域化により若干の余裕ができたとはいえ、 <u>管轄する範囲も増加したため、いまだ十分とは言えない状況である。</u>
連携・協力を行う上で想定される課題	➤ 違反処理については、積極的に実施していたところは事案が増えることで知識・技術習得の機会が増加するが、管内においてそのレベルに偏りが出ることが懸念される。 ➤ 火災調査で使用する鑑識機器をどのように整備・維持していくかが今後の課題。	意見なし。
今後の予定・展望・要望	予防業務では、他本部と合同で研修を実施する程度に留まっているが、実務の処理や他管内での権限行使など更なる連携・協力も視野には入れている。	➤ <u>鑑識機器が充実しているような大規模本部と広域化や連携・協力を行うことで、より高度な火災調査が実施できる</u>と思う。また、大規模な本部は知識・技術が豊富であると思われるため、共同で火災調査を行うことが人材育成にも繋がる。 ➤ 国の支援としてセンター調査もあるが、すべての要請に応じてもらえるわけではないため、支援体制を強化できないか。

- 広域化による管轄の拡大により他部局等との連携が複雑化するなど、一部事務負担の増加等の課題が見られる一方、人材育成や人員配置に一定の効果が見られる。
- 連携・協力の推進を検討する上では、鑑識機器を含めた火災調査体制の整備やより一層の人材育成の充実について考慮する必要がある。

ヒアリング結果② 連携・協力を実施している消防本部

方式	C本部 申し合わせ	D本部 消防相互応援協定	E・F・G本部	H・I・J本部 連携協約
背景・経緯	- 出火原因が複雑多様化する中、分析機器を活用した鑑識支援・現場調査の応援を連携・協力する制度を構築。 - 火災件数が減少する中、業務経験が積みにくくなっている課題を解決すべく、職員の火災調査レベル維持・向上を目的に、各本部が実施する研修・現場調査・鑑識に参加することができる制度を構築。	指令システムの更新時期が近付いたため、前倒して共同運用化に踏み切った。これにあわせて予防・警防・救急の3つの連携・協力を推進することとなった。	- 過去に広域化を検討したが断念。 - 予防業務は専門性が高いことから、広域化を検討していた本部と相互応援協定を締結し、連携・協力している。	- 近隣市町村において連携協約を締結していた。 - 訓練施設の整備を契機に、連携協約の枠組みの中で警防面だけでなく、予防面でも連携・協力することとなった。
連携・協力の内容	- 火災調査相互協力に関する申し合わせにより①火災調査に必要な物件の鑑識等、②鑑識以外の調査に必要な業務を連携・協力して行っている。 - 経験不足を相互に補うため、相互研修体制についても申し合わせている。	稀な設備の設置検査等を補助し合うことで、経験を共有する形での連携。立入検査や違反処理、火災調査においては管轄外での権限の行使が障壁となっており、実例はなし。	違反処理・特殊な防火対象物の完成検査を連携・協力する「高度査察隊」を組織。（各本部から人員を出して編成）	予防業務の研修を合同で行った。現状の実績としてはこの研修1回のみ。連携協約を締結しても管轄をまたいでの権限執行はできないと考えており、共同で立入検査を行う道筋は見えていないものの、それが効果的であるなら検討はしていきたい。
効果	- 組織全体が今後の火災調査業務について考える機会となった。 - これまで属人的な「繋がり」で実施していた合同鑑識について、「業務」として制度化することで、職員の身分を明確化。組織全体のレベル維持・向上に繋がっている。	- 気軽に意見交換ができるようになり、顔の見える関係性が構築された。 - 予防面での指導基準は異なっているが、レベルが平準化されてきたと実感している。	相互に顔の見える関係が構築され、スムーズな連携に繋がっている。会議の場等では発言しにくい実務的な内容を気軽に情報交換できるようになった。現場目線での情報交換が気軽にできることは大きなメリットであると考えている。	現状は大きな効果を実感していない（R7年度から連携・協力を実施）
今後の課題	- 鑑識・分析機器を取扱うことができる職員の確保、機材の維持管理に係る予算確保等、持続性に課題がある。 - 大規模本部にとってはメリットを見出すことが困難。	現状は連携・協力に関する事務負担がメリットを上回る状態。メリットが育成面に限られているため、連携・協力をさらに推進していきたいが、権限行使など障壁があることに加え、メリットを見出すことに課題がある。	- 案件数が少ないため、実績が蓄積しづらく、担当者が変われば連携・協力への理解や関心が薄れるなど、関係の継続性に課題がある。 - 各本部で指導基準が異なるため、指導漏れ等が発生するリスクがあるため、指導基準の平準化が必要。	指導基準などが異なっているも市民や業者にとって管轄は関係ないため、地域で異なるようなものではなく、足並みをそろえてルールづくりが必要。
展望・要望	- 持続可能な火災調査業務や職員のレベル維持・向上のためには、火災調査業務は広域的に連携して実施することが最善。特に、鑑識機材等は単独本部での整備に限界があるため、共同で行うことで安定して維持できる体制の構築が必要。 - 長期的な研修受け入れをすることで、業務を担ってもらいながらの研修となれば大規模本部にもメリットがある。	大規模な本部と連携・協力ができれば、より大きいメリットが享受できると感じている。	- 気軽に連絡相談できる関係性を構築できたことが一番重要なメリットであるため、今後もお互いにとってメリットがある関係性を維持していきたい。 - 現行の国の支援体制で一定程度担保されているとは感じるが、より大規模な本部と連携・協力できる体制を構築してもらえればよりメリットが大きいと感じる。ただし、現状の体制が安定しているため、相応のメリットがなければ連携・協力を進めることが困難である。	連携・協力を推進するには、何かしらのメリットが必要。予防業務についても、財政支援を充実させてほしい。

- 合同研修等を通じた連携・協力が進む一方、権限行使ができないことや指導基準の違い、連携・協力に要する事務負担の大きさが課題。

ヒアリング結果③ 広域化を検討中の消防本部

	K本部
背景・経緯	➤ 県の広域化検討会における検討結果として、指令の共同運用を行う本部の間で広域化を検討することとなった。 ➤ 大規模本部としてはメリットを見出すことが困難であったが、大規模本部が中心となって周りを引っ張っていかなければ、大規模災害に立ち行かないことから、前向きに検討を進めている。
想定規模	予防業務に従事する職員については、本部の職員が微増する程度の想定。
効果（見込み）	➤ 違反処理等に関する実務において、<u>情報や経験の共有を図ることができる。</u> ➤ 管轄をまたいで防火対象物を複数管理しているケースにおいて、<u>統一的で効率的な指導を実施できると見込んでいる。</u>
想定されるデメリット 今後の課題	➤ 各本部で指導基準や条例が異なるため、<u>統一するには相応の事務負担が想定される。</u> ➤ 統一しない場合においても、<u>運用が困難となるおそれがある。</u> ➤ <u>大規模本部の負担が大きく、メリットを見出さなければ広域化を進めることは難しい。</u>

- 指令の共同運用等を契機に予防分野においても広域化や連携・協力を進めるケースが多く、予防業務面では情報共有の体制強化や統一的な指導による効率化が期待される。また、広域化や連携・協力を行う上で火災予防条例や指導基準の違いや、大規模本部の負担感に課題がある。

- 専門的知識を有する職員の育成や業務負担に係る課題は、消防本部の規模により傾向の違いが見られた。

人材育成や業務負担の課題を解決できる連携・協力の仕組みを、現行の業務支援に関する取組の見直しやDXの導入によるサポート体制の構築などを含め、多角的に検討する。

- 権限行使や指導基準の違いをはじめとした連携・協力の運用に係る問題点を整理し、その解決方法を検討する。